

埼玉県社会保険労務士会越谷支部

地区活動費交付規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県社会保険労務士会越谷支部（以下「支部」という。）が、各地区に交付する地区活動費について定めるものである。

(地区の区分)

第2条 前条の地区は次の区分とする。

- ① 越谷市及び松伏町
- ② 草加市
- ③ 三郷市、八潮市及び吉川市

(地区活動費の交付)

第3条 支部長は、前条に定める地区に対し、当該年度の予算の範囲内で地区活動費を交付する。

(地区活動費の額)

第4条 地区活動費の額は、支部の会員である開業社会保険労務士1人つき3,000円とし、各地区会に所属する開業社会保険労務士の人数を乗じて算出する。なお、その地区内に社会保険労務士法人がある場合は、その法人社員も開業社会保険労務士とみなし算出する。

- 2 前項の人数については、地区活動費が交付される年度の10月1日を基準とする。
- 3 支部長が必要と認めた場合、理事会の承認を得た上で、第1項で規定された額とは別に地区活動費を支給する場合がある。

(地区活動費の交付時期)

第5条 地区活動費は、交付される年度の10月1日現在の人数が確定次第、速やかに交付するものとする。

(地区活動費の用途)

第6条 地区活動費は、各地区の活性化、会員の資質向上等に寄与する活動に使用するものとし、各地区の会員で協議の上決定する。

(改定)

第7条 この規程の改定は、理事会の承認を得て行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

変 更 履 歴

改正年月日	変更の条項	変更内容	変更履歴
平成30年4月1日	第4条第3項	支部長が認めた場合に第1項とは別に付金を支給する為の要件を追加	条文追加